

さくらねこ用捕獲器貸出申請書

年 月 日

(あて先) 本庄市長

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり、捕獲器の貸出しを受けたいので、条件に同意の上、さくらねこ無料不妊手術事業利用取扱要領第10条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 貸出し期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 設置場所

3. 捕獲器の貸出条件

下記条件を確認し同意します。

- (1) 捕獲器の使用は申請者の自宅又は設置場所管理者の許可を得た場所とし、捕獲器を仕掛けている間、設置した場所から離れないようにすること。
- (2) 飼い主のいない猫を地域猫にするための捕獲以外の用途には使用しないこと。
- (3) 動物虐待となるような使い方は決してしないこと。
- (4) 捕獲目的の猫以外の動物を誤って捕獲した時には、直ちに放獣すること。
- (5) 使用後は捕獲器を清掃すること。
- (6) 捕獲器の故障を発見した場合は、直ちに報告及び返却すること。
- (7) 捕獲器の使用に伴う事故(負傷、盗難、破損等)の一切は、貸出しを受けた者がその責を負うこと。
- (8) 捕獲器を第三者に転貸しないこと。
- (9) 捕獲器を必要としなくなったとき若しくは貸出期間が経過したとき、又は貸出しを取り消されたときは、速やかに捕獲器を市に返却すること。
- (10) 捕獲器の設置に必要な器具等は、貸出しを受けた者が負担すること。